

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年2月6日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 134,625,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年2月2日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における発行価格等が本日決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

< 前略 >

< 本制度の概要等 >

本株式発行は、本制度に基づき、譲渡制限付株式を付与するために、付与対象者のうち当社の非業務執行取締役に対しては当社が支給した金銭報酬債権を出資財産として、付与対象者のうち当社子会社の経営幹部に対しては当該子会社が支給した金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る当該子会社の経営幹部に対する債務について併存的債務引受けをします。）を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。発行価額は、当社の発行済みの新株予約権付社債の内容を踏まえて、かつ、恣意性を排除した価額とするため、譲渡制限付株式の払込期日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（以下「終値」といいます。）の平均値（終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。）及び2018年2月1日（本株式発行に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の終値である5,385円のうち、より高い金額とします（注）。当該発行価額の算出方法によれば、発行価額は、本株式発行に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価と同じ金額又は当該市場株価よりも高い金額となることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

（注）2018年2月6日に決定されます。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

< 本制度の概要等 >

本株式発行は、本制度に基づき、譲渡制限付株式を付与するために、付与対象者のうち当社の非業務執行取締役に対しては当社が支給した金銭報酬債権を出資財産として、付与対象者のうち当社子会社の経営幹部に対しては当該子会社が支給した金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る当該子会社の経営幹部に対する債務について併存的債務引受けをします。）を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。発行価額は、当社の発行済みの新株予約権付社債の内容を踏まえて、かつ、恣意性を排除した価額とするため、譲渡制限付株式の払込期日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（以下「終値」といいます。）の平均値（終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。）である5,371円及び2018年2月1日（本株式発行に係る当社代表執行役の決定日の前営業日）の終値である5,385円のうち、より高い金額である5,385円とします。当該発行価額の算出方法によれば、発行価額は、本株式発行に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価と同じ金額となることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

< 後略 >

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	25,000株	134,625,000	67,312,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	25,000株	134,625,000	67,312,500

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき譲渡制限付株式を付与対象者に割り当てる方法によります。

2.発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、2018年2月1日現在の終値(5,385円)を基準として算出した見込額です。実際の発行価額の総額は、「第1 募集要項 1 新規発行株式(注)1.募集の目的及び理由 <本制度の概要等>」に記載の方法に従い、2018年2月6日に決定されます。資本組入額の総額は、本株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額の総額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額の総額を減じた額とします。

3.現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として付与対象者に対して支給する2017年度(2017年4月1日~2018年3月31日(ただし、2017年4月1日に在任していない付与対象者については就任日から2018年3月31日まで))分の金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の非業務執行取締役:10名	10,000株	53,850,000
当社子会社の経営幹部:1名	15,000株	80,775,000

(注) 払込金額は、各割当株数に本株式発行に係る会社法上の払込金額を乗じた金額であり、2018年2月1日現在の終値(5,385円)を基準として算出した見込額です。実際の払込金額は、「第1 募集要項 1 新規発行株式(注)1.募集の目的及び理由 <本制度の概要等>」に記載の方法に従い、2018年2月6日に決定されます。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	25,000株	134,625,000	67,312,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	25,000株	134,625,000	67,312,500

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき譲渡制限付株式を付与対象者に割り当てる方法によります。

2.発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は67,312,500円です。

3.現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として付与対象者に対して支給する2017年度(2017年4月1日~2018年3月31日(ただし、2017年4月1日に在任していない付与対象者については就任日から2018年3月31日まで))分の金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の非業務執行取締役:10名	10,000株	53,850,000
当社子会社の経営幹部:1名	15,000株	80,775,000

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
5,385	2,692.5	100株	2018年2月27日	-	2018年2月28日

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき譲渡制限付株式を付与対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、2018年2月1日現在の終値(5,385円)を基準として算出した見込額です。実際の発行価格は、「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由 <本制度の概要等>」に記載の方法に従い、2018年2月6日に決定されます。資本組入額は、本株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額であり、資本組入額の総額を発行数で除した金額です。「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1)募集の方法 (注)2.」に記載の資本組入額の総額の決定に合わせて改めて資本組入額を決定します。

3.本株式発行は、本制度に基づき付与対象者に対して支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

<後略>

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
5,385	2,692.5	100株	2018年2月27日	-	2018年2月28日

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき譲渡制限付株式を付与対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額です。

3.本株式発行は、本制度に基づき付与対象者に対して支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

<後略>